

備が行われたことなど、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、韓国又は米国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるものとはいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ したがって、通し番号2-70の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、結局、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号2-70の文書の不開示部分に記録されている情報は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

(情報公開法5条6号の該当性について)

(1) 情報公開法5条6号該当性の当てはめ

前記（情報公開法5条3号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号2-70の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと、当該情報は、①日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても、②昭和26年当時における①韓国人の法的地位に関する率直な見解又は②在日韓国人の居住権や請求権問題に関する交渉の対応方針にすぎないことも併せ考慮すると、これを公にしたとしても、当該事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって、通し番号2-70の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、これを公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号2-70の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条6号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号2-70の文書の不開示理由2に係る不開示部分に記録されている情報に係るものは、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号2-71

第1 前提事実（各論）

1 通し番号2-71の文書（文書1632）は、昭和27年に外務省アジア局第二課が作成した次の文書によつても構成されており、日韓会談の経緯、日韓国交正常化交渉の今後の展望及び外務省内における検討内容等が具体的に記録されている。

- (1) 「日韓交渉の現状」と題する内部文書
- (2) 「日韓会談に関する共同声明」と題する内部文書
- (3) 昭和27年1月6日付け「日韓交渉処理要領案」と題する内部文書

2 通し番号2-71の文書のうち、不開示理由2に係る不開示部分は、9ページ（-9-）6行目から10行目までの約4行分であり、上記1(3)の文書の「二 財産、請求権処理（附一国籍、待遇問題）」の項にあり、当時、日韓間における重大な懸案事項であった請求権問題に関する韓国側の対応について、外務省が独自に入手した情報に基づいて、外務省の忌憚のない率直な評価及びこれを前提とした外務省の対応策の方針案として、韓国側からの請求権問題に関する要求に対する交渉戦術が記録されている。

（乙A148）

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号2-71の文書の不開示部分に記録されている情報は、日韓間における懸案事項であった財産請求権問題について、外務省が独自に入手した情報に基づいて検討した内容及び結果であり、当時の交渉戦術は、これを公にすることにより、日本側の交渉戦術に対する韓国側の対応を巡って韓国側の感情を害するおそれがあるところ、最も重要な隣国であると同時に、現在も懸案事項を抱えている韓国との信頼関係については細心の注意をもつてこれを確保する

必要があるから、これを公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、韓国側から反発があれば、韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法5条3号及び6号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によつても、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由は何ら示されておらず、不開示情報該当性の主張としては不十分である。40年以上も前における外交上の交渉戦術の内容が明らかになったからといって、韓国側からの反発があるとは考えられないし、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由2に係る不開示情報該当性について

（情報公開法5条3号の該当性について）

（1）被告において主張立証すべき事情の有無

ア 前提事実及び証拠（乙A148）により認められる通し番号2-71の文書の前後の記載によれば、通し番号2-71の文書の不開示部分に記録されている情報は、昭和27年当時、外務省が独自に入手した情報に基づいて検討した内容及び結果としての請求権問題に関する韓国側の要求に対する日本側の交渉戦術であると推認することができる。

イ そうであるとすれば、通し番号2-71の文書の不開示部分に記録されている情報は、昭和27年当時における請求権問題に関する韓国側の要求に対する日本側の交渉戦術にすぎず、本件全証拠によつても、これらが本件各処分当時においてもなお日韓間で交渉の対象となっている事項についての日本側の対処方針等に関するものであると認めるに足りる的確な証拠はないから、既に日韓間で日韓基本条約及び請求権協定等が締結されたこ

となど、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、韓国又は米国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるものとはいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

ウ したがって、通し番号2-71の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、結局、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号2-71の文書の不開示部分に記録されている情報は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

(情報公開法5条6号の該当性について)

(1) 情報公開法5条6号該当性の当てはめ

前記（情報公開法5条3号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号2-71の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと、当該情報は、① 日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても、② 昭和27年当時における請求権問題に関する韓国側の要求に対する日本側の交渉戦術にすぎないことも併せ考慮すると、これを公にしたとしても、当該事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって、通し番号2-71の文書の不開示部分に記録されている情報

については、被告において、これを公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号2-71の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条6号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号2-71の文書の不開示理由2に係る不開示部分に記録されている情報に係るものは、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号2-72

第1 前提事実（各論）

- 1 通し番号2-72の文書（文書1636）は、外務省が作成した「日韓会談省内打合せ会議事要録」と題する文書であって、昭和27年3月13日に開催された日韓会談についての省内会議議事要録であり、当時日韓間において懸案事項となっていた財産請求権問題、漁業問題及び在日韓国人法的地位問題等についての具体的な対策等を検討するため協議した状況及び内容が具体的に記録されている。
- 2 通し番号2-72の文書のうち、不開示理由2に係る不開示部分は、26ページ（-23-）最終行の約1行分であり、「請求権委員会経過報告」の「島参事官の報告要旨」の項にあり、上記委員会における請求権問題に対する韓国側の対応について、出席者の一人である島参事官の率直かつ忌憚のない個人的な所感として、日韓間における懸案事項であった財産請求権問題について日韓間において協議していた委員会における韓国側の対応についての否定的な評価が記録されている。

(乙A149)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号2-72の文書の不開示部分に記録されている情報は、日韓間における懸案事項であった財産請求権問題について日韓間において協議していた委員会における韓国側の対応に関する島参事官の率直かつ忌憚のない個人的な所感であり、公表を予定されていないものであること、上記のような情報は、公にすることにより、韓国の国民感情を逆なですることとなるところ、最も重要な隣国であると同時に、現在も懸案事項を抱えている韓国との信頼関係については細心の注意をもってこれを確保する必要があることから、これを公にする

ことにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、韓国側から反発があれば、韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法5条3号及び6号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由は何ら示されておらず、不開示情報該当性の主張としては不十分である。韓国側の対応についての否定的な評価を含むとしても、40年以上も前における日本政府高官の一見解が明らかになったからといって、いまさら韓国側からの反発があるとは考えられないし、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由2に係る不開示情報該当性について

（情報公開法5条3号の該当性について）

（1）被告において主張立証すべき事情の有無

ア 証拠（乙A149）によれば、通し番号2-72の文書の不開示部分は、「島参事官の報告要旨」と題する部分にあり、その前後の記載は、下記のとおりであると認められる。

記

前回の打合せ会後3回の会談を続けたがまだ日本側提案に対する質疑応答の段階を出ていない。3回の会議の大半は、我が方の公海自由の原則に対する韓国側の主張である沿岸国の管轄権承認をめぐる議論に費やされた。

右以外は大した重要性のある質問はなく、我が方から見れば多少的をはずれた意義のないものが多い。

例えば、本日の会議で我が方の案の第3条と第7条第1項（c）との関

係が問題になったが、前者は締結国が「必要な共同の措置をとることに同意する」というのであるし、後者は委員会が適當と認める事項について締結国に通報するというのである、韓国側は委員会の通報することに締結国が同意しなかった場合、第3条違反となり「条約を破棄」しなければならないのではないかという—■■■不開示部分■■■

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号2-72の文書の不開示部分に記録されている情報は、島参事官が自己の経験に基づいて行った昭和27年当時の韓国側の対応についての否定的な評価であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号2-72の文書の不開示部分に記録されている情報は、外務省職員の自らの経験に基づく当時の韓国側の対応についての否定的な評価にすぎず、本件全証拠によっても、当該評価が現在においてもなお一般的に韓国国民が日本政府から蔑視され又は日本政府によりその自尊心を害されたなどと感じ得るものであると認めるに足りる的確な証拠はないから、既に当該文書が作成されてから50年以上経過しており、日韓間で日韓基本条約及び請求権協定等が締結されたことなど、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、韓国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるものとはいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもつて存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ したがって、通し番号2-72の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、結局、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるこ

とを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号2-72の文書の不開示部分に記録されている情報は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

(情報公開法5条6号の該当性について)

(1) 情報公開法5条6号該当性の当てはめ

前記(情報公開法5条3号の該当性について)(1)で説示した事実(通し番号2-72の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等)に照らすと、当該情報は、①日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても、②外務省職員による個人的な見解としての韓国側の対応についての否定的な評価にすぎないことも併せ考慮すると、これを公にしたとしても、当該事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって、通し番号2-72の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、これを公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号2-72の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条6号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号2-72の文書の不開示理由2に係る不開示部分に記録されている情報に係るものは、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号2-79

第1 前提事実（各論）

- 1 通し番号2-79の文書（文書1686）は、次の文書によって構成されている。
 - (1) 米国政府が作成した「日韓問題に関するトーキングペーパー」
 - (2) 昭和39年9月26日にエマーソン公使から手交された英文の書面
 - (3) 外務省が作成した「9月26日米側より手交のあった日韓問題に関するトーキングペーパー（仮訳）」と題する文書
 - (4) 外務省北東アジア課が作成した昭和39年9月29日付け「日韓問題に関する米側トーキングペーパーに対する外務省のコメント（案）」と題する文書
 - (5) 「Japanese Comments on the U.S. Talking Paper concerning the Japan-Korean Question」と題する英文の内部文書
- 2 通し番号2-79の文書のうち、不開示理由2に係る不開示部分は、上記1(4)の文書中にある27ページ（-27-）11行目から15行目までの約5行分であり、国交正常化交渉を進展させるための具体的方策について、日韓問題の解決策として米国政府から受けた示唆を受けて、外務省内部でそれらにどう対応していくかどうかということについて、韓国側に対する否定的とも受けとられかねない見方に立脚して具体的に検討した内容が記録されている。

(乙A66)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号2-79の文書の不開示部分に記録されている情報は、日韓問題の解決策として米国政府から提示された具体的意見に対する外務省内部の評価であり、あくまで外務省内部における検討結果であること、上記のような情報を

公にすることにより、韓国の国民感情を逆なですることとなるところ、最も重要な隣国であると同時に、現在も懸案事項を抱えている韓国との信頼関係については細心の注意をもってこれを確保する必要があるから、これを公にすることにより、米国及び韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、米国及び韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法5条3号及び6号）。

また、日米間の関係に着目しても、このような米国側の見解は、これを公にすることにより、日米間の信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることに相当な理由があるとともに（同条3号）、今後、米側との間で素直な意見交換を行うことを阻害するおそれがあり、國の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（同条6号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由は何ら示されておらず、不開示情報該当性の主張としては不十分である。韓国側に対する否定的とも受けとられかねない見方に立脚したものであっても、40年以上も前ににおける外務省内部における検討結果が明らかになったからといって、いまさら韓国側からの反発があるとは考えられないし、米国及び韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。

第3、当裁判所の判断

1 不開示理由2に係る不開示情報該当性について (情報公開法5条3号の該当性について)

(1) 被告において主張立証すべき事情の有無

ア 証拠(乙A66)によれば、通し番号2-79の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりであると認められる。

- (ア) 前提事実（各論）1(4)の文書は、外務省北東アジア課が作成した昭和39年9月29日付け「日韓問題に関する米側トーキングペーパーに対する外務省のコメント（案）」と題する文書であり、日韓会談の進展を妨げている理由や米国側が示唆した見解等に対する外務省の見解が記録されている。
- (イ) 通し番号2-79の文書の不開示部分の前後の記載は、下記のとおりであり、その内容を英訳した最終案にもこれと同趣旨の記載がある。

記

2. 米側が示唆している吉田元総理が遺憾の意を表明するために訪韓するとの考え方には次の理由で賛成できない。すなわち、日本国内には日本のみ（他の植民国家が新独立国に対してかかるこことをなした例なし）がなぜ韓国に対し過去について遺憾の意を表明しなければならないのか理解に苦しむとの一般的国民感情がある。また、日韓会談の諸懸案の解決に当たっても、日本側は、例えば請求権問題についていえば、在韓日本財産が私有財産まで含めて米軍に接収され、韓国に引き渡されたとの事実があるにもかかわらず、日韓間の将来の親善関係を願って多額の経済協力の供与を約束している等既に韓国の対日感情に対して十分の配慮を払っているものである。また、他方、たとえ日本から吉田元総理なりそれに代わる他の代表的人物が訪韓して米側の示唆するごとき発言を行ったとしても、日本側の有する韓国に関する従来よりの経験に照らしてみるとその効果はほとんど期待できない。すなわち、日韓会談を進展させるためには、韓国国内の考え方方がより現実的、常識的になることが不可欠である■■■不開示部分■■■
3. 韓国国内の李ラインに関する考え方方が変わらない限り、日韓交渉の進展は期待できない。この点に関する米側の意見は当を得たものであるが、さらに、漁業問題の解決は韓国側に打撃を与えるものではなく、

韓国側の表明している日本漁船の大挙出漁という不安は、抽象的、観念的議論であるので、このような架空の不安を解消するべく韓国政府が努めるべきことを米側よりも韓国側に強調されることが望ましい。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号2-79の文書の不開示部分に記録されている情報は、米国側が示唆している吉田元総理が遺憾の意を表明するために訪韓するとの見解に対する日本側の対応として、韓国側に対する否定的とも受けとられかねない見方に立脚して検討した具体的な内容であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号2-79の文書の不開示部分に記録されている情報は、日本政府が米国政府に提示した文書に記録されている日韓関係に関する米国の見解に対する日本政府の具体的な見解であり、日韓会談が完全に停頓状態にあった昭和39年当時における日韓国交正常化交渉の全般的に係るものであり、外務省が米国を要望した吉田元総理の訪韓を拒否する理由の一つとして述べられたものにすぎないし、本件全証拠によつても、当該見解が現在においてもなお一般的に韓国国民が日本政府から蔑視され又は日本政府によりその自尊心を害されたなどと感じ得るものであると認めるに足りる的確な証拠がないこと、この点に関する米国側の見解の具体的な内容については既に通し番号2-79の文書の一部開示部分に含まれる米国側から日本政府に手交された文書より公にされていることに照らすと、既に日韓基本条約が締結されていることなど、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、現在の日本政府の立場について直ちに韓国政府に誤解を生じさせたり、韓国又は米国との信頼関係を損なったりするなどのおそれがあるものとはいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をも

って存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ したがって、通し番号2-79の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号2-79の文書の不開示部分に記録されている情報は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

(情報公開法5条6号の該当性について)

(1) 情報公開法5条6号該当性の当てはめ

前記（情報公開法5条3号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号2-79の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと、当該情報は、① 日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても、② 当該情報が、米国側が示唆している吉田元総理が遺憾の意を表明するために訪韓するとの見解に対する日本政府の具体的見解であって日本政府が米国政府に提示した文書に記録されているものであり、しかも昭和39年当時における日韓国交正常化交渉の全般的に係るものにすぎないこと、この点に関する米国側の見解が既に他の行政文書の開示により公にされていることも併せ考慮すると、これを公にしたとしても、当該事務等の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって、通し番号2-79の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、これを公にすることにより、当該事務又は事業

の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号2-79の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条6号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号2-79の文書の不開示部分に記録されている上記情報に係るものは、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号2-80

第1 前提事実（各論）

通し番号2-80の文書（文書1689）は、在米日本大使館が作成した「対韓援助調整に関する件」と題する公信文であり、AIDポート極東局長が、対韓援助の調整問題に関して語った内容が具体的に記録されており、このうち不開示部分は、4ページ（-4-）の約2行分であり、対韓援助問題を検討するにあたり、韓国国民にはその教育・技術水準等から発展の潜在的資質が備わっているにもかかわらず、韓国が当時の国内状況にとどまっている理由について、AIDポート極東局長による、韓国政府の対応についての極めて否定的な評価が記録されている。

(乙A156)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号2-80の文書の不開示部分に記録されている情報は、対韓援助問題に関する米国政府要人の非公式な個人的見解で、忌憚のない率直な評価的見解であり、公にすることが全く想定されていないものであること、上記のような情報は、公にすることにより、韓国の国民感情を逆なですることとなるところ、最も重要な隣国であると同時に、現在も懸案事項を抱えている韓国との信頼関係については細心の注意をもってこれを確保する必要があること、他国政府の立場又は考え方についての情報であっても、我が國の他国との信頼関係の維持又は交渉上の利益の確保に負の影響をもたらすことから、これを公にすることにより、日本政府と米国政府との信頼関係が損なわれるのみならず、韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれもあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。また、韓国側から反発があれば、韓国との外交に係る国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、しか

も、今後、米側との間で素直な意見交換を行うことを阻害するおそれがあり、米国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（同条6号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由が何ら示されておらず、不開示情報該当性の主張としては不十分である。40年以上も前における米国政府要人の非公式な個人的見解が明らかになったからといって、いまさら韓国側からの反発があるとは考えられないし、韓国及び米国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。

また、韓国政府関係者や第三国関係者の発言、意見、見解などは、①時間の経過によっておそれの現在性が消滅し又は減少する上、②歴史的価値を有するものを公開することは関係する外国にとっても有意義であり、③外国政府の立場や考えは日本の外交に不利益をもたらさない。しかも、外国政府関係者の発言や見解及びそれと同じ機会になされた日本政府関係者の発言が不開示理由2に該当しないことが変更決定によって明らかとなっている以上、通し番号2-80の文書の不開示部分に記録されている情報は、韓国政府に対する否定的評価であって、たった2行程度の寸評であるから、開示された情報と比べて、これを未だ隠さなければならないとする合理的な根拠はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由2に係る不開示情報該当性について

(情報公開法5条3号の該当性について)

(1) 被告において主張立証すべき事情の有無

ア 証拠(乙A156)によれば、通し番号2-80の文書は、昭和39年4月8日にAIDポート極東局長が在米日本大使館員に話した内容をまと

めたものであり、その不開示部分の前後の記載は、下記のとおりであると認められる。なお、当該文書には、在米日本大使館員が A I D ポーツ極東局長から話を聞くに当たり、その発言内容を非公開とする旨の合意がされたことをうかがわせる記載はない。

記

4. 韓国の状況はhopelessのように見えるが、韓国は他の低開発国と異なり、国民の教育、技術水準も高く、衿持もあり、気候風土の面でも恵まれており、それが現在のごとき状況にとどまっていることが、むしろ不思議というべきであろう。■■■不開示部分■■■国民自体は、何かのきっかけがあれば、躍進、発展する潜在力は十分に持っていると思う。日本からの援助は、韓国の発展の速度を高める効果を当然持つであろうが、仮に日本からの援助がなくても、最近ようやく生産、輸出とも伸び始めており、事態は好転していると思う。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号 2-80 の文書の不開示部分に記録されている情報は、昭和 39 年当時における A I D ポーツ極東局長による韓国政府の対応についての極めて否定的な評価であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号 2-80 の文書の不開示部分に記録されている情報は、対韓援助問題に関する米国政府要人の個人的見解であって昭和 39 年当時の韓国側の対応についての否定的な評価にすぎず、本件全証拠によても、在米日本大使館員と米国政府要人との間で上記見解を現時点においてもなお非公開とする旨の合意がされたことや当該見解が現在においてもなお一般的に韓国国民が日本政府から蔑視され又は日本政府によりその自尊心を害されたなどと感じ得るものであることを認めるに足りる的確な証拠はないことに照らすと、当該文書が作成されてから既に 40 年以上経過していることなど、当該文書の作成後における時の経過、社会

情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、米国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるものとはいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ したがって、通し番号2-80の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、結局、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号2-80の文書の不開示部分に記録されている情報は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

（情報公開法5条6号の該当性について）

(1) 情報公開法5条6号該当性の当てはめ

前記（情報公開法5条3号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号2-80の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと、当該情報は、① 日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても、② 韓援助問題に関する米国政府要人の個人的見解としての韓国側の対応についての否定的な評価にすぎないことも併せ考慮すると、これを公にしたとしても、当該事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって、通し番号2-80の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、これを公にすることにより、当該事務又は事業

の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号2-80の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条6号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号2-80の文書の不開示理由2に係る不開示部分に記録されている情報に係るものは、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号2-87~2-88

第1 前提事実（各論）

1 通し番号2-87の文書（文書1743）は、外務省経済協力部経済協力課が作成した昭和37年1月29日付け「対韓経済協力に関する件」と題する内部文書であり、日韓交渉の推移により想定される対韓経済協力について外務省内部で検討した内容が具体的に記録されており、このうち不開示理由2に係る不開示部分は、5ページ（-5-）12行目及び13行目の約1行分、「対象プロジェクト」の項にあり、韓国政府が立案した経済開発5カ年計画（1962年～1966年）について外務省内で検討した結果として、その実現可能性に対する否定的評価が率直な見解として記録されている。

（乙A162）

2 通し番号2-88の文書（文書1748）は、外務省経済協力部が作成した昭和37年2月7日付け「対韓経済協力試案」と題する内部文書であり、日韓交渉妥結後に想定される対韓経済協力に関する問題点について外務省内部で検討した内容が具体的に記録されており、このうち、不開示理由2に係る不開示部分は、6ページ（-6-）4行目及び5行目の約1行分であり、「対象プロジェクト」の項にあり、韓国政府が立案した経済開発5カ年計画について外務省内で検討した結果が率直な見解として記録されている。

（乙A163）

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号2-87～2-88の文書の不開示部分に記録されている情報は、韓国政府が立案した経済開発計画に対する外務省内部の忌憚のない率直な見解であり、公にすることが全く想定されていない内部情報であること、最も重要な隣国であると同時に、現在も懸案事項を抱えている韓国との信頼関係につい

ては細心の注意をもってこれを確保する必要があることから、これを公にすることにより、日本政府と韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、韓国側から反発があれば、韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法 5 条 3 号及び 6 号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由は何ら示されておらず、不開示情報該当性の主張としては不十分である。40年以上も前における外務省の検討結果が明らかになったからといって、いまさら韓国側からの反発があるとは考えられないし、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由 2 に係る不開示情報該当性について

（情報公開法 5 条 3 号の該当性について）

（1）被告において主張立証すべき事情の有無

ア 証拠（乙 A 162, A 163）によれば、通し番号 2-87~2-88 の文書の不開示部分の前後の記載は、いずれも下記のとおりであると認められる。

記

3. 対象プロジェクト

韓国政府は、1962年より1966年に至る経済開発5カ年計画を立案し、本年よりこれが実施を期している。しかしながら、■■■不開示部分■■■インド、パキスタンの場合のごとく、開発計画に基づいて我が方援助を策定することは、困難である。従って、我が国としては、さしあたり計画のプロードな枠と精神を尊重すれば足り、むしろ独自の

観点と判断からプロジェクトの選択を行うことが賢明と考えられる。

(以下略)

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号2-87～2-88の文書の不開示部分に記録されている情報は、外務省の検討結果としての韓国政府の経済開発5カ年計画（1962年～1966年）の実現可能性に対する否定的評価であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号2-87～2-88の文書の不開示部分に記録されている情報は、40年以上前の韓国の経済政策に対する外務省の否定的評価にすぎず、本件全証拠によっても、当該評価が現在においてもなお一般的に韓国国民が日本政府から蔑視され又は日本政府によりその自尊心を害されたなどと感じ得るものであると認めるに足りる的確な証拠はないから、当該文書が作成されてから40年以上経過していることなど、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、韓国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるものとはいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ したがって、通し番号2-87～2-88の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、結局、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号2-87～2-88の文書の不開示部分に記録されている情報は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

(情報公開法5条6号の該当性について)

(1) 情報公開法5条6号該当性の当てはめ

前記(情報公開法5条3号の該当性について)(1)で説示した事実(通し番号2-87～2-88の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等)に照らすと、当該情報は、①日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても、②外務省の検討結果としての韓国政府の経済開発5カ年計画(1962年～1966年)の実現可能性に対する否定的評価にすぎないことも併せ考慮すると、これを公にしたとしても、当該事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって、通し番号2-87～2-88の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、これを公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号2-87～2-88の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条6号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号2-87～2-88の文書の不開示理由2に係る不開示部分に記録されている情報に係るものは、違法であるといわざるを得ない。

第1 前提事実（各論）

1 通し番号2-89の文書（文書1787）は、次の文書によって構成されている。

- (1) 外務省アジア局北東アジア課が作成した「日韓交渉についての佐藤総理の御指示」と題する内部文書
- (2) 外務省アジア局北東アジア課が作成した「日韓会談における日本側の立場」と題する内部文書
- (3) 外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和40年1月19日付け「日韓会談の進め方に関する省内打合せ」と題する内部文書
- (4) 外務省アジア局が作成した昭和40年2月9日付け「当面の日韓諸懸案の取扱振りに関する件」と題する内部文書
- (5) 外務省情報文化局国内広報課が作成した昭和40年2月24日付け「最近における日韓問題PR実績」と題する内部文書
- (6) 外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和40年3月15日付け「日韓交渉をめぐる諸般の情勢」と題する内部文書
- (7) 外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和40年3月16日付け「韓国外相訪日の際ないしその前に解決を要する重要問題処理方針について」と題する内部文書
- (8) 外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和40年4月7日付け「今後の日韓交渉の進め方」と題する内部文書

2 通し番号2-89の文書のうち不開示理由2に係る不開示部分は、次の部分である。

- ① 2ページ（-2-）2行目から8行目までの約7行分（以下「不開示部分①」という。）

これは、上記1(1)の文書にあり、当時、日韓両国における最重要懸案事項の一つであった在日韓国人法的地位問題に関する二重国籍問題に関し、佐藤総理が懸念している問題点を指摘した上で解決策を事務次官に指示した具体的かつ直接的な内容であって差別的とも受け止められかねないものが記録されている。

② 58ページ（-58-）3行目から5行目までの約3行分及び59ページ（-59-）2行目から5行目までの約3行分

これは、上記1(6)の文書にあり、当時、日韓両国における最重要懸案事項の一つであった漁業問題に関する韓国側の提案が撤回された原因について、外務省内部で検討協議した結果として特定の個人名を指摘したものが記録されている。

（以上につき、乙A72）

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号2-89の文書の不開示部分に記録されている各情報は、いずれも、日韓における最重要懸案事項であった在日韓国人法的地位問題及び漁業問題に関する政府内部における忌憚のない率直な意見であって、公にすることが全く想定されていない内部情報であり、最も重要な隣国であると同時に、現在も懸案事項を抱えている韓国との信頼関係については細心の注意をもってこれを確保する必要があるから、これを公にすることにより、日本政府と韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、韓国側から反発があれば、韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法5条3号及び6号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由は何ら示されて

おらず、不開示情報該当性の主張としては不十分である。差別的とも受け止められかねない内容が含まれるとしても、40年以上も前における佐藤総理による指示内容や外務省での検討内容が明らかになったからといって、いまさら韓国側からの反発があるとは考えられないし、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由2に係る不開示情報該当性について

(情報公開法5条3号の該当性について)

(1) 被告において主張立証すべき事情の有無

ア 証拠(乙A72)によれば、通し番号2-89の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりであると認められる。

(ア) 不開示部分①

通し番号2-89の文書の不開示部分①は、前提事実(各論)1(1)の文書中にあり、その前後の記載は、要旨下記のとおりである。

記

29日午後佐藤総理が黄田事務官に指示された要旨次のとおり。

日韓会談において、日本側が大変譲歩しきりでいる。面倒くさいから下りようというのではなく、いやならよしなさいという態度で交渉してもらいたい。

韓国と二重国籍的になるような日本人がたくさん出る状況は困る。

■■■不開示部分■■■

金大使が居留民団に突き上げられている。とにかく尾を引くのは困る。■■■不開示部分(ただし、本件訴訟の対象外)■■■という法学士で弁護士をやっている男が、彼は戦後入国者だそうだが、突き上げているということだ(そこで、生活保護を与える場合は誰が保護を与えるのだという質問があった後)彼等を送還しようと思った時には

送還できるのかどうか。入管令には一定の場合には外国人を強制送還できるようになっている。これよりも強制送還について優遇されることが余り出てくるのは困る。法務次官とよく意思の疎通をしてもらいたい。

(イ) 不開示部分②

通し番号 2-89 の文書の不開示部分②は、前提事実（各論）1(6)の文書中にあり、その前後の記載は、要旨下記のとおりである。

記

- 1. 目下のところ、韓国の政治情勢が昨年に比べ、ずっと安定しており、昨年のような大規模のデモ騒ぎが起きる公算の乏しいことは在韓西欧側外交官の一致して指摘しているところである。昨年の米の豊作によって、食糧事情も良好であるにもかかわらず、韓国政府は端境期の食糧対策に慎重である。
- 2. また、韓国野党は、昨年3月以来行ってきた対日屈辱外交反対の運動を推進し、金・大平了解の白紙化及び平和ライン撤廃反対を主張しているが、成果は余り上がっていない。
- 3. 学校は3月以来第1学期に入っているが、今まで動き出す兆候を見せていない。
- 4. 政府は日韓国交正常化のための啓発活動を進めており、丁〇〇は今年に入って西海岸の漁民の気持ちの打診を行い（それが反目的で驚いたといっていた）、2月来には南海岸及び済州島に説得旅行を行った。さらに、東海岸の漁民の説得のための視察を行う予定である由である。
- 5. 農相会談をめぐる韓国世論の動きも穏やかである。激しい反対の調子は、野党系3氏を含めて乏しい。（政府は既に言論管制に入っている趣である。）

5. 韓国漁民の態度も、合理的な解決がなされる限り、極端な動きを示す見通しあたい乏しいようである。
6. しかし、韓国他の情勢の推移は、注意深く見守る必要がある（特に漁業問題の解決の結果、李ラインが対日関係においては実質的に撤廃されたことが一般に明らかになった時期が最も重要な時期になると思われる。）
7. 農相会談をめぐる韓国側交渉者の動きを見るに、大平・金了解が韓国国内で極めて不評であって、金鍾泌退却の一因となったこともあり、車長官は漁業基線問題についての交渉責任者となることを好んでいなかつたようである。

他方、李外務部長官は、はじめから漁業交渉について直接の責任者となることを回避している模様である。金大使と李公使との間にも対立がある。

車長官が携行した訓令は実務的な範囲のものであったが、幅があったようである。3月10日午後に車が提案し、その夜撤回した济州島周辺の漁業線の案は、彼が携行した訓令の義務的ラインであったと推測される。この撤回が行われたのは、■■■不開示部分■■■

（河野・了ラインの交渉は車は知っていたといわれる■■■不開示部分■■■）

8. 李外務部長官は基本条約案の本調印を23日からの公式訪問中に行いたいと強く要望しているが、李長官はそのほかに大平・金了解の民間経済協力（1億ドル）を3億ドルに引き上げることを狙っている。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号2-89の文書の不開示部分に記録されている情報は、次のとおりであると推認することがで

きる。

(ア) 不開示部分①

昭和40年頃当時、在日韓国人の二重国籍問題の問題点及び解決策につき、佐藤総理大臣が外務事務次官に対して指示した具体的かつ直接的な内容であって、差別的とも受け止められかねないもの

(イ) 不開示部分②

昭和40年当時、漁業問題に関する韓国側の提案が撤回された原因について、外務省内部で検討協議した結果として特定の個人名を指摘したもの

ウ そうであるとすれば、通し番号2-89の文書に記録されている情報は、
①昭和40年頃当時の内閣総理大臣が外務事務次官に示した在日韓国人の二重国籍問題に関する所見又は②昭和40年当時漁業問題に関して韓国側から提示された提案が撤回された理由に関する外務省内の推測的見解であるところ、特に前者は選挙により選出された日本政府代表者が当時の懸案事項について示した所見に係るものであるが、当時の時代的背景と当該総理大臣の個性に依存するものと推測され、後者については、外務省の見解中の特定の個人は昭和40年当時の韓国政府関係者であり、既にその地位を退いているものと推測され、本件全証拠によても、当該見解が現在においてもなお一般的に韓国国民が日本政府から蔑視され又は日本政府によりその自尊心を害されたなどと感じ得るものであると認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、既に日韓間で日韓基本条約、漁業協定及び「在日韓国人の法的地位協定及び待遇に関する協定」が締結されていること、これらの文書が作成されてから40年以上経過し、韓国政府の人的構成がもはや当時のものとは同一ではないことなど、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、韓国との信頼関係を損なうなど

のおそれがあるものとはいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ したがって、通し番号2-89の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、結局、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

○ 以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号2-89の文書の不開示部分に記録されている情報は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

(情報公開法5条6号の該当性について)

(1) 情報公開法5条6号該当性の当てはめ

前記（情報公開法5条3号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号2-89の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと、当該情報は、① 日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても、② ⑦昭和40年頃当時の内閣総理大臣が外務事務次官に示した在日韓国人の二重国籍問題に関する所見又は④昭和40年当時漁業問題に関して韓国側から提示された提案が撤回された理由に関する外務省内の推測的見解にすぎず、この点に関する日韓間及び韓国内における状況は著しく変化していることも併せ考慮すると、これを公にしたとしても、当該事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって、通し番号2-89の文書の不開示部分に記録されている情報

については、被告において、これを公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号2-89の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条6号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号2-89の文書の不開示理由2に係る不開示部分に記録されている情報に係るものは、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号2-92

第1 前提事実（各論）

通し番号2-92の文書（文書1793）は、在米日本大使館等が作成した複数の電信文によって構成され、日韓会談の経緯及び今後の展望に関する米国の見解及びそれに対する我が国の見解が具体的に記録されており、このうち不開示部分は、昭和36年11月21日付けで在米西山臨時大使が川島大臣臨時代理宛てに発信した「米国の対韓援助に関する件」と題する文書中にある61ページ（-61-）本文2行目から5行目までの約3行分及び6行目及び7行目の約1行分であり、訪米した韓国朴議長が米政府当局と対韓援助関係について話し合った内容について情報提供してもらった相手方に関する個人情報が記録されている。

（乙A166）

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号2-92の文書の不開示部分に記録されている情報は、上記米国の対韓援助関係について聴取した相手方に関する情報であり、情報ソースであつて公にすることが全く想定されていないものであるから、公にすることにより、日本政府と米国政府との信頼関係が損なわれるのみならず、韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれもあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、米国及び韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる（情報公開法5条3号及び6号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由が何ら示されておらず、不開示情報該当性の主張としては不十分である。40年以上も前にお

ける対韓援助問題に関する米国政府要人の非公式な見解が明らかになったからといって、米国及び韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。外国政府関係者の発言や見解及びそれと同じ機会になされた日本政府関係者の発言が不開示理由2に該当しないことが変更決定によって明らかとなっている以上、通し番号2-92の文書の不開示部分に記録されている情報の中に米国政府関係者の見解が含まれていたとしても、開示された情報と比べて、これをいまだ隠さなければならぬという合理的な根拠はない。

○ 第3 当裁判所の判断

1 不開示理由2に係る不開示情報該当性について

(情報公開法5条3号の該当性について)

(1) 被告において主張立証すべき事情の有無

ア 証拠(乙A166)によれば、通し番号2-92の文書の不開示部分の前後の記載は、下記のとおりであると認められる。

記

先般来華せる韓国朴議長の米政府当局との話し合いのうち米国の対韓援助関係につき聴取のため■■■不開示部分■■■と館員が懇談せる際先方の内話せる点次のとおり(■■■不開示部分■■■)。

イ 前提事実及び上記アの認定事実並びに弁論の全趣旨によれば、通し番号2-92の文書の不開示部分に記録されている情報は、昭和36年当時、米国の対韓援助関係について聴取した相手方に関する情報であり、当該相手方は情報の入手先として公にされることを想定されていないものであると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号2-92の文書の不開示部分に記録されている情報は、昭和36年当時のものであるが、これを公にすれば、その当時、日本政府関係者が米国の対韓政策に関する情報を秘密裡に入手した

方法、入手先が明らかにされることとなるから、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、米国又は韓国との信頼関係を損なうなどのおそれがないとまではいえない（なお、本件各文書の一部開示部分のうち、外国政府関係者から聴取した見解等に関する公電の多くは、聴取の相手方の氏名・官職等が明らかにされているが、これらは、通し番号2-92の文書の不開示部分を含む公電とは異なり、聴取相手を開示しても差し支えないものであると考えられるから；この事実をもって、通し番号2-92の文書の不開示部分に記録されている情報を公にしたとしても、米国又は韓国との信頼関係を損なうなどのおそれがないということはできない。）。

エ したがって、通し番号2-92の文書の不開示部分に記録されている情報は、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号2-92の文書の不開示部分に記録されている情報を情報公開法5条3号に該当するとして不開示とした外務大臣の判断が合理性を持つものとして許容される限度を超えたものということはできない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的な事実とまではいえず、本件全証拠によつても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号2-92の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号2-9.2の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、その余の点を検討するまでもなく、適法である。

(別紙5) 通し番号2-93

第1 前提事実（各論）

- 1 通し番号2-93の文書（文書1796）は、昭和37年に外務省北東アジア課が作成した複数の文書によって構成され、日韓関係の調整に関し、現状と今後の展望についての分析を交え、米国と協議した内容及び外務省内で検討の内容等が具体的に記録されている。
- 2 通し番号2-93の文書のうち、不開示理由2に係る不開示部分は、16ページ（-16-）6行目から18ページ（-17-）3行目までの約2ページ分（-16-に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分を含む。）であり、昭和37年2月7日付けで北東アジア課が作成した「韓国問題に関する米大使館員の内話に関する件」と題する文書中にあり、韓国情勢に対する米国側の分析及び具体的な対応状況として、在日米国大使館書記官から提供された韓国の政情等についての機密情報等及び米国側が特定の事件の解決につき韓国側に圧力をかけてきたことが記録されている。

(乙B167)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号2-93の文書の不開示部分に記録されている情報は、米国側から提供を受けた機密情報等であり、公にすることが全く想定されていないものであるところ、米国大使館員は第三国関係者に当たり、他国政府の立場又は考え方についての情報であっても、我が國の他国との信頼関係の維持又は交渉上の利益の確保に負の影響をもたらすものであるから、これを公にすることにより、日本政府と米国政府との信頼関係が損なわれるのみならず、韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれもある（情報公開法5条3号）。また、今後、米側との間で素直な意見交換を行うことを阻害するおそれがあり、米国及び韓国との

間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（同条6号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、米国および韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由は何ら示されておらず、不開示情報該当性の主張としては不十分である。40年以上も前における、米国の対韓援助関係について聴取した相手方に関する情報が明らかになったからといって、米国及び韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。また、韓国政府関係者や第三国関係者の発言、意見、見解などは、①時間の経過によっておそれの現在性が消滅し又は減少するし、②歴史的価値を有するものを公開することは関係する外国にとっても有意義であり、③外国政府の立場や考えは日本の外交に不利益をもたらさない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由2に係る不開示情報該当性について

（情報公開法5条3号の該当性について）

（1）被告において主張立証すべき事情の有無

ア 証拠（乙B167）によれば、通し番号2-93の文書の不開示部分の前後の記載は、下記のとおりであると認められる。なお、当該文書には、在京米大使館書記官と外務省職員との間でその発言内容を非公開とする旨の合意がされたことをうかがわせる記載はない。

記

7日午後、情報交換のため来訪した在京米大使館（略）書記官の内話中注意すべき点、次のとおり。

1. 昨日、在韓バーガー大使から得た内報によれば、経済企画院長金裕澤は3月初め米国の対韓援助問題に付き話し合いを行うため訪米する予定であるが、その途中数日間日本に立ち寄り、日本側当局者と会談する希

望を有している趣である。

■■■不開示部分■■■これまでのところバーガー大使は実によくやっていると考えられ、朴正熙、金鍾泌すらもようやく視野が広くなり、あまり過激なことをしてはならないという点を理解するようになったと思われる。しかしながら、最高会議内にはまだまだ過激派が残っており、とくに革命裁判所、検察部長朴蒼岩大佐が、その代表で容易に問題を理解せず、強気、一点張りの態度を改めないので、頭を痛めている。米国側としては、過敏な措置は米国の対韓世論を悪化させるばかりでなく、日韓会談に積極的な池田総理以下日本政府の立場をも困らせる結果になるというように韓国側に申し入れている次第である。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号2-93の文書の不開示部分に記録されている情報は、昭和37年当時、在京米大使館書記官から提供されたものであって、韓国の政情等についての機密情報等及び米国側が特定の事件の解決につき韓国側に圧力をかけてきたことであると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号2-93の文書の不開示部分に記録されている情報は、昭和37年当時における在京米大使館書記官から提供された韓国の政情等に係るものであり、本件全証拠によつても、在京米大使館書記官と外務省職員との間で当該情報を現時点においても非公開とする旨の合意がされたと認められるに足りる的確な証拠はないから、当該文書が作成されてから既に40年以上経過しており、現在までに、韓国の政治体制が当時のものとは全く異なるに至っていることなど、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、米国又は韓国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるものとはいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情

報公開法 5 条 3 号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ したがって、通し番号 2-93 の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、結局、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法 5 条 3 号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号 2-93 の文書の不開示部分に記録されている情報は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法 5 条 3 号の不開示情報に該当するとは認められない。

（情報公開法 5 条 6 号の該当性について）

(1) 情報公開法 5 条 6 号該当性の当てはめ

前記（情報公開法 5 条 3 号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号 2-93 の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと、当該情報は、① 日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても、② 昭和 37 年当時における在京米大使館書記官から提供された韓国の政情等に係るものにすぎないことも併せ考慮すると、これを公にしたとしても、当該事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって、通し番号 2-93 の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、これを公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号2-93の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条6号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号2-93の文書の不開示理由2に係る不開示部分に記録されている情報に係るものは、違法であるといわざるを得ない。

第1 前提事実（各論）

1 通し番号2-96の文書（文書1805）は、次の文書その他昭和37年に外務省等が作成した文書によって構成されており、日韓関係の調整に関し、現状と今後の展望についての分析を交え、米国と協議した内容及び外務省内で検討の内容等が具体的に記録されている。

- (1) アメリカ局竹内参事官作成の昭和37年9月25日付け「大平大臣、ラスク長官会談録」と題する文書
- (2) 岡崎大使から池田大臣代理宛ての「大平大臣、ラスク長官会談の件（日韓、沖縄問題）」と題する公電

2 通し番号2-96の文書のうち、不開示理由2に係る不開示部分は、次の部分である。

- ① 15ページ（-14-）16行目から16ページ（-15-）6行目までの計約10行分（以下「不開示部分①」という。）

これは、上記1(1)の文書の「昼食時の談話」の項にあり、ソ連情勢、米ソ関係、日ソ関係に関して日本側と米国側の率直な意見交換の内容として、ラスク国務長官、ハリマン国務次官補、大平外務大臣が、ソ連の領土問題及びサンフランシスコ平和条約に係る戦後をめぐる対応の誤りについて言及した具体的な内容が記録されている。

- ② 18ページ（-17-）4行目から16行までの約13行分（以下「不開示部分②」という。）

これは、上記1(1)の文書の「昼食時の談話」の項にあり、ソ連情勢、米ソ関係、日ソ関係に関して日本側と米国側の率直な意見交換の内容として、ラスク国務長官、ハリマン国務次官補、大平外務大臣が、ソ連の領土問題及びサンフランシスコ平和条約に係る戦後をめぐる対応の誤りについて言及し

た具体的な内容が記録されている。

(乙B170)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号2-96の文書の不開示部分に記録されている各情報は、いずれもソ連情勢、キューバ情勢及び中国情勢等に関する米国政府要人の忌憚のない率直な見解又は日本側と米国側の率直な意見交換の内容であり、公にすることが全く想定されていないものであるから、これを公にすることにより、日本政府と米国政府との信頼関係が損なわれるおそれもあると行政機関の長が認めるこ[○]とにつき相当の理由があり、また、米国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法5条3号及び6号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、米国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的な理由は何ら示され[○]おらず、不開示情報該当性の主張としては不十分である。40年以上も前におけるラスク国務長官、ハリマン国務次官補、大平外務大臣が、ソ連の領土問題及びサンフランシスコ平和条約に係る戦後をめぐる対応の誤りについて言及した内容が明らかになったからといって、米国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由2に係る不開示情報該当性について

（情報公開法5条3号の該当性について）

（1）被告において主張立証すべき事情の有無

ア 証拠（乙B170）によれば、通し番号2-96の文書の不開示部分の前後の記載は、下記のとおりであると認められる。なお、当該文書には、ラスク国務長官と大平外務大臣との間でその発言内容を非公開とする旨の

合意がされたことをうかがわせる記載はない。

記

6 ラスクより、ユードル内務長官はアラスカの開発に日本の協力を得て、日本との経済的結びつきを強化することを考えていると述べた。

ラスクより、アラスカが州となった結果、面積の面でテキサスが米国の州の中で2番目に転落した。テキサスは大いに怒っているわけだが、これに対してアラスカ州は、それならばアラスカを2つの州に割つてみせる。その場合はテキサスは3番目になるぞとやり返している。との小話しを行った。

■■■不開示部分■■■

7 ラスクより、先日日本の漁船と衝突してこれを沈没させた潜水艦について、その後情報はあるかと質したので、大臣より、その後の情報に接していないが、ソ連の救助が極めて迅速であったことから、その国籍は自ら明らかと思われると述べた。

(中略)

9 当方より、潜水艦問題に関連し、南韓太上空侵犯のU2事件につき、米国はソ連の領空を侵犯したのではないとなぜ主張しなかったかと笑いながら質問したのに対し、ラスクは、問題はソ連に対して二つの議論で行くか、あるいは議論を一つに絞るかだけであったと笑いながら答えた。

■■■不開示部分■■■

10 ラスクより、国連の経費分担につき先般の国際司法裁判所の勧告的意見に沿い、総会の決議を行う際、日本の支持を得たいと述べ、大臣より、その件は、既に一般演説において、我が方の立場を明らかにしておいたとおり、勧告的意見を尊重すべきと思うと述べた。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号2-96の文書の不開示部分に記録されている情報は、いずれも、昭和37年当時、ラスク国

務長官、ハリマン国務次官補、大平外務大臣が、ソ連の領土問題及びサンフランシスコ平和条約に係る戦後をめぐる対応の誤りについて言及した具体的な内容であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号2-96の文書の不開示部分に記録されている情報は、いずれも、ソ連の領土問題及びサンフランシスコ平和条約に係る戦後をめぐる対応の誤りに言及したものであるが、昭和37年当時におけるラスク国務長官、ハリマン国務次官補又は大平外務大臣の見解にすぎず、本件全証拠によても、ラスク国務長官と大平外務大臣との間でその発言内容を現時点においても非公開とする旨の合意がされたと認めると足りる的確な証拠はないこと、被告は、当該情報の内容との関係でこれを公にすれば米国との信頼関係を損なわれることとなる具体的な根拠を明らかにしていないことに照らすと、当該文書が作成されてから既に40年以上経過しており、現在までに、韓国の政治体制が当時のものとは全く異なるに至っていることなど、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、米国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるものとはいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ したがって、通し番号2-96の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、結局、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号2-96の文書の不開示部分に記録されている情報は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

(情報公開法5条6号の該当性について)

(1) 情報公開法5条6号該当性の当てはめ

前記(情報公開法5条3号の該当性について)(1)で説示した事実(通し番号2-96の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等)に照らすと、当該情報は、①日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても、②昭和37年当時、ラスク国務長官、ハリマン国務次官補、大平外務大臣が、ソ連の領土問題及びサンフランシスコ平和条約に係る戦後をめぐる対応の誤りについて言及した具体的な内容にすぎないことも併せ考慮すると、これを公にしたとしても、当該事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって、通し番号2-96の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、これを公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号2-96の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条6号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号2-96の文書の不開示理由2に係る不開示部分に記録されている情報に係るものは、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号2-102-2(同1-248)

第1 前提事実(各論)

1 客観的事実

(1) 日本と韓国は、昭和25年(1950年)6月8日、日韓間の貿易不均衡の是正及び日韓間の民間貿易の推進を目的として、金融協定、貿易協定及び貿易計画を内容とする日韓通商協定を締結した。

(2) その後、昭和40年(1965年)、日韓両政府は、第一次日韓貿易会議及び第二次日韓貿易会議を開催し、特に韓国側から最大の対日輸出関心品目である韓国よりについて、割当量の増加、関税の引下げ、通関時期の制限撤廃等が強く求められ、また、両国間の金融協定の終了が合意されてこれを確認する公文の交換が行われ（その結果、金融協定は、1966年(昭和41年)3月19日に終了し、同日以降日韓間の全ての支払は現金決済で行われることとなった。），更に新貿易取極案につきイニシアルが行なわれた。

そして、1966年(昭和41年)3月24日、日韓両政府は、それぞれの国の法令の範囲内で関税、輸出入規則、手続等に関し相互に第三国に対するものよりも不利でない待遇を与え合うこと、両国間貿易の拡大のため数量制限を課している一次産品の輸入の容易化に努力し、相手国政府の要請により輸入割当枠の決定に先立って協議すること、両国間の全ての支払は米ドル又は両政府が合意するその他の交換可能通貨で行なわれること、取決め規定の実施に関し協議するため合同委員会が設置され、年1回会合するほかいづれかの政府の要請により隨時会合すること等を内容とする新貿易取極が調印された。

(公知の事実、乙A371)

2 通し番号2-102-2の文書の不開示部分

(1) 通し番号2-102-2(同1-248)の文書(文書1863)は、次

の文書等によって構成されており、日韓船舶協定及び日韓通商協定の概要並びに締結過程が記録されている。

ア 外務省政務局経済課が昭和25年4月8日付けで作成した「日韓船舶協定について」と題する文書

イ 外務省政務局経済課が昭和25年5月12日付けで作成した「日韓貿易及び金融協定並びに海運協定妥結の件」と題する文書

(2) 通し番号2-102-2(同1-248)の文書のうち、不開示理由2に係る不開示部分は、次の部分である。

① 27ページから33ページまで(-26-に「次ページ以下7ページ」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分①」という。)

これは、昭和25年4月に発効した日韓通商協定について通産省が行った解説であり、成立経緯、金融協定、貿易協定等日韓通商に関する日本政府の具体的な解釈又は対応方針が記録されている。

② 50ページ及び51ページ(-42-に「次ページ以下2ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分②」という。)

これは、日韓通商協定に基づく日韓間の貿易のための金融協定に関する日本政府の具体的な対応方針が記録されている。

③ 60ページから62ページまで(-50-に「次ページ以下3ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分③」という。)

これは、日韓通商協定に基づいて昭和26年4月に日韓間において合意された日韓貿易計画の詳細な内容及び同計画についての日本政府の解釈又は見解が具体的に記録されている。

(乙A371)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号2-102-2の文書の不開示部分に記録されている情報は、日韓

通商協定、貿易協定及び貿易計画並びにこれらに対する日本政府の対応方針であるから、これを公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当な理由がある。また、現在、北朝鮮との間において国交正常化に向けた交渉が継続している中で、上記情報が公となれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程がつまびらかにされて、我が国政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなり、北朝鮮との国交正常化交渉において、我が国が交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当な理由がある。さらに、今後、懸案問題に関する政府内部の率直な意見交換が妨げられるおそれがあり、ひいては国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法5条3号及び6号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由は何ら示されておらず、不開示情報該当性の主張としては不十分である。40年以上も前における日韓通商協定、貿易協定及び貿易計画並びにこれらに対する日本政府の対応方針が明らかになったからといって、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由2に係る不開示情報該当性について

(情報公開法5条3号の該当性について)

(1) 被告において主張立証すべき事情の有無

ア 前提事実及び証拠(乙A371)によれば、通し番号2-102-2の文書の不開示部分に記録されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(ア) 不開示部分①

昭和25年4月に発効した日韓通商協定の成立経緯、金融協定、貿易協定等日韓通商に関する日本政府の具体的な解釈又は対応方針

(イ) 不開示部分②

日韓通商協定に基づく日韓間の貿易のための金融協定に関する日本政府の具体的な対応方針

(ウ) 不開示部分③

日韓通商協定に基づいて昭和26年4月に日韓間において合意された日韓貿易計画の詳細な内容及び同計画についての日本政府の解釈又は見解

イ そうであるとすれば、通し番号2-102-2の文書の不開示部分に記録されている情報は、① 昭和25年4月に発効した日韓通商協定又は昭和26年4月に合意された日韓通商協定に基づく日韓貿易計画についての日本政府の具体的な解釈等に係るものであり、日韓通商協定のうち金融協定は昭和41年に終了しており、同年には日韓両政府間で新たな貿易取組めが調印されているが、② 本件全証拠によつても、当該情報に相当する情報が日本又は韓国において公にされていると認めるに足りる的確な証拠はないこと（なお、韓国が公開している韓国側が保有する日韓会談に係る行政文書に当該情報に相当する情報を記録したものが含まれていると認めると足りる的確な証拠もない。）、③ 当該情報中の日韓通商協定等は、日朝国交正常化交渉の対象となる日本側が北朝鮮側に行う経済協力の内容を協議するに当たり、参考となり得るものであることに照らすと、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮側が日韓間の日韓通商協定又は昭和26年4月に合意された日韓通商協定に基づく日韓貿易計画についての日本政府の具体的な解釈又は対処方針の詳細を把握する

ことが可能となり、日朝国交正常化交渉において日本政府が不利な立場に
おかれる可能性がないとはいえない。

ウ したがって、通し番号2-102-2の文書の不開示部分に記録されて
いる情報は、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に當
たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号2-102
-2の文書の不開示部分に記録されている情報を情報公開法5条3号に該當
するとして不開示とした外務大臣の判断が合理性を持つものとして許容され
る限度を超えたものということはできない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はそ
の濫用を基礎付ける具体的事實とまではいえず、本件全証拠によつても、他
に、このような事實を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号2-102-2の文書の不開示部分に記録されて
いる情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よつて、本件各処分のうち通し番号2-102-2（同1-248）の文書
の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、その余の点を検討するまで
もなく、適法である。

第1 前提事実（各論）

1 通し番号2-106の文書（文書1877）は、次の電信文を含む外務大臣が各国駐在大使宛てにそれぞれ発信した日韓会談等に関する複数の電信文によって構成されている。

(1) 岡崎大臣が松本大使に宛てた昭和28年11月6日発信の「日韓会談の件」と題する電信文

(2) 藤山外務大臣が吉沢駐インド大使に宛てた昭和32年10月22日発信の「釜山及び朝鮮人問題の新聞記事に関する件」と題する電信文

2 通し番号2-106の文書のうち、不開示理由2に係る不開示部分は、上記1(2)の文書中にある16ページ（-16-）の約2行分であり、韓国との諸問題等を電報で本省から在外公館に伝達する際の注意事項が記録されている。

(乙A80)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号2-106の文書の不開示部分に記録されている情報は、韓国情勢等について在外公館から本省に伝達する際の注意事項であるから、公にすることにより、韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法5条3号及び6号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由は何ら示されておらず、不開示情報該当性の主張としては不十分である。40年以上も前における電報で韓国との諸問題等を扱う際の注意事項が明らかになったからといつ

て、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由2に係る不開示情報該当性について

(情報公開法5条3号の該当性について)

(1) 被告において主張立証すべき事情の有無

ア 証拠(乙A80)によれば、通し番号2-106の文書の不開示部分の直前の記載は、次のとおりであると認められる。

記

島津日赤社長より井上へ

在マニラ湯川大使へ依頼の貴電に関し20日掛川から板垣局長に連絡したところ、「新聞に漏れた以上、やむを得ない。しばらく静観してみよう。」とのこと。新聞切り抜き等副社長に託送済み

■■■不開示部分■■■

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号2-106の文書の不開示部分に記録されている情報は、昭和32年当時における韓国との諸問題等を電報で本省から在外公館に伝達する際の注意事項であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号2-106の文書の不開示部分に記録されている情報は、① それ自体が韓国との信頼関係に基づいて行われる事項を内容とするものではなく、しかも昭和32年当時のものであること、
② 被告は、日本政府部内における韓国との諸問題等を電報で伝達する際の注意事項を公にすれば韓国との信頼関係が損なわれることとなる具体的根拠を明らかにしていないことに照らすと、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、韓国との信頼関係を損なうなどのおそ

れがあるとはいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ したがって、通し番号2-106の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、結局、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

○ 以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号2-106の文書の不開示部分に記録されている情報は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

(情報公開法5条6号の該当性について)

(1) 情報公開法5条6号該当性の当てはめ

前記（情報公開法5条3号の該当性について）(1)で説示した事実（通し番号2-106の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと、当該情報は、① 日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても、② 昭和32年当時ににおける韓国との諸問題等を電報で本省から在外公館に伝達する際の注意事項にすぎないことも併せ考慮すると、これを公にしたとしても、当該事務又は事業の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって、通し番号2-106の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、これを公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号2-106の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条6号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号2-106の文書の不開示理由2に係る不開示部分に記録されている情報に係るものは、違法であるといわざるを得ない。

第1 前提事実（各論）

1 通し番号2-107の文書（文書1878）は、次の文書によって構成されており、日韓国交正常化交渉に関する英國の見解及びそれに対する我が国の見解が具体的に記録されている。

(1) 在香港総領事が外務大臣に宛てた昭和35年5月10日付け「韓国政変の内情に関する当地●●●の入手した情報等の報告の件」と題する文書

(2) 在英大使が小坂外務大臣に宛てた昭和37年2月9日付け「英国外務省朝鮮担当課長が韓国情勢に関し、2月8日官員に対し内話せる要旨を下記のとおり報告する。」と題する文書

2 通し番号2-107の文書のうち、不開示理由2に係る不開示部分は、次の部分であり、

① 1ページ(-1-) 4か所、2ページ(-2-) 8か所、3ページ(-3-) 12か所、4ページ(-4-) 12か所、5ページ(-5-) 12か所
(以下「不開示部分①」という。)

これは、在香港総領事が外務大臣に宛てた韓国政変の内情について某国筋から入手した情報の極秘の報告電報である上記1(1)の文書中にあり、いずれも上記情報を提供した人物や外国の政府機関を特定する表示が記録されている。

② 8ページ(-8-) 2行目から3行目までの約1行分（以下「不開示部分②」という。）

これは、在英大使が外務大臣に宛てた英国外務省朝鮮担当課長から韓国情勢について入手した情報の報告電報である上記1(2)の文書中にあり、英國政府担当者による朴政権下の韓国政府要人についての人物評価が具体的に記録されている。

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号2-107の文書の不開示部分に記録されている各情報は、いずれもいわゆる外交交渉の水面下において入手した機密情報に該当するものであり、公にすることが全く想定されていないものであるから、これを公にすることにより、日本政府と外国政府との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、外国政府からのみならず、他の外国からの協力を得ることも困難になることが予想され、外国政府との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法5条3号及び6号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、外国政府との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由が何ら示されておらず、不開示情報該当性の主張としては不十分である。40年以上も前における外交交渉の水面下において入手した機密情報が明らかになったからといって、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。外国政府関係者の発言や見解及びそれと同じ機会になされた日本政府関係者の発言が不開示理由2に該当しないことが変更決定によって明らかとなっている以上、通し番号2-107の文書の不開示部分に記録されている情報（8ページの不開示部分）に英国の外務省朝鮮担当課長による朴政権の要人についての人物評価が含まれていたとしても、既に開示された情報と比べて、これをいまだ隠さなければならないという合理的な根拠はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由2に係る不開示情報該当性について

(情報公開法 5 条 3 号の該当性について)

(1) 被告において主張立証すべき事情の有無

ア 前提事実及び証拠（乙 A 178）により認められる通し番号 2-107 の文書の不開示部分の前後の記載によれば、通し番号 2-107 の文書の不開示部分に記録されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(ア) 不開示部分①

昭和 35 年当時、在香港総領事に情報を提供した人物や外国の政府機関を特定する表示

(イ) 不開示部分②

英國政府担当者による昭和 37 年当時の朴政権下の韓国政府要人についての人物評価

イ そうであるとすれば、通し番号 2-107 の文書の不開示部分①に記録されている情報は、昭和 35 年当時のものであるが、これを公にすれば、在香港総領事が韓国の内情を秘密裡に入手した方法、入手先が明らかにされることになるから、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、外国との信頼関係を損なうなどのおそれがないとまではいえない（なお、本件各文書の一部開示部分のうち、外国政府関係者から聴取した見解等に関する公電の多くは、聴取の相手方の氏名・官職等が明らかにされているが、これらは、通し番号 2-107 の文書の不開示部分①を含む公電とは異なり、聴取相手を開示しても差し支えないものであると考えられるから、この事實をもって、通し番号 2-107 の文書の不開示部分に記録されている情報を公にしたとしても、外国との信頼関係を損なうなどのおそれがないということはできない。）。

ウ 他方、通し番号 2-107 の文書の不開示部分②に記録されている情報

は、英國政府担当者による昭和37年当時の朴政権下の韓国政府要人についての英國政府関係者の人物評価にすぎず、また、当該文書には当該情報が内話に係るものである旨の記載はあるが、本件全証拠によつても、在英日本大使館員と英国外務省朝鮮担当課長との間で当該発言の内容を現時点においてもなお非公開とする旨の合意があつたと認めるに足りる的確な証拠はないことに照らすと、当該文書が作成されてから既に40年以上経過しており、現在までに、韓国の政治体制が当時のものとは全く異なるに至つていることなど、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、韓国その他の外国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるものとはいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもつて存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ したがつて、通し番号2-107の文書の不開示部分①に記録されている情報については、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる（以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。）。

他方、不開示部分②に記録されている情報については、結局、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。）。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

通し番号2-107の文書の不開示部分①に記録されている情報は、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するものに当たると推認される

ことから、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無を検討するに、上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、当該情報を情報公開法5条3号に該当するとして不開示とした外務大臣の判断が合理性を持つものとして許容される限度を超えたものということはできない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的な事実とまではいえず、本件全証拠によつても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号2-107の文書の不開示部分①に記録されている情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められるが、不開示部分②に記録されている情報は、その余の点を検討するまでもなく、同号の不開示情報に該当するとは認められない。

(情報公開法5条6号の該当性について)

(1) 情報公開法5条6号該当性の当てはめ

通し番号2-107の文書の不開示部分②に記録されている情報について検討するに、前記（情報公開法5条3号の該当性について）(1)で説示した事実（当該情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等）に照らすと、当該情報は、⑦ 日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても、⑧ 英国政府担当者による昭和37年当時の朴政権下の韓国政府要人についての人物評価にすぎないことも併せ考慮すると、これを公にしたとしても、当該事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとはいえない。

したがって、通し番号2-107の文書の不開示部分②に記録されている情報については、被告において、これを公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号 2-107 の文書の不開示部分②に記録されている情報は、情報公開法 5 条 6 号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号 2-107 の文書の不開示部分②に記録されている情報に係るものは、違法であるといわざるを得ないが、不開示部分①に記録されている情報に係るものは、適法である。

(別紙5) 通し番号2-108

第1 前提事実（各論）

- 1 通し番号2-108の文書（文書1881）は、外務省条約局法規課が昭和37年7月に作成した「日韓交渉関係法律問題調査集」と題する文書であり、①基本関係、②請求権、③船舶請求権、④漁業・平和ライン、⑤法的地位、⑥竹島という日韓間で問題となっている案件ごとに、個々具体的な問題についての解説が記録されている。
- 2 通し番号2-108の文書のうち不開示理由2に係る不開示部分は、次の部分であり、いずれも、「李ラインにおける国際法上の問題点」の項にあり、外務省内部で行われた協議検討の際に、いわゆる李ライン水域において、我が國漁船が韓国警備船から拿捕・連行されることを防ぐために、我が国巡視船が実力を行使する場合を想定し、種々の問題点を詳細に分析した内容が記録されている。
 - ① 103ページ（-103-）左ページ（203）28行目から右ページ（204）2行目までの約6行分（以下「不開示部分①」という。）
 - ② 103ページ（-103-）右ページ（204）の9行目から13行目までの約5行分（以下「不開示部分②」という。）
 - ③ 103ページ（-103-）右ページ（204）の18行目及び19行目の約2行分（以下「不開示部分③」という。）
 - ④ 104ページ（-104-）右ページ（206）12行目から22行目までの約11行分（以下「不開示部分④」という。）

(乙A82)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号2-108の文書の不開示部分に記録されている各情報は、いずれ

も日韓間における懸案事項の一つであつたいわゆる李ライン水域において、我が国の漁船を拿捕していた韓国政府に対する牽制として想定した「強硬措置」に関する外務省内部の忌憚のない率直な意見等であるから、これを公にすることにより、我が国が実力を行使する場合の具体的な要件等が明らかになり、韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、日本漁船拿捕防止に関する具体的な方針を明らかにすることにより、日本船舶の保護を含む国の事務や韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法5条3号及び6号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由が何ら示されておらず、不開示情報該当性の主張としては不十分である。40年以上も前における日本が実力を行使する場合の具体的な要件等が明らかになったからといって、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務やその他行政事務に支障を与える蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由2に係る不開示情報該当性について

（情報公開法5条3号の該当性について）

（1）被告において主張立証すべき事情の有無

ア 証拠（乙A82）によれば、通し番号2-108の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりであると認められる。

（ア）通し番号2-108の文書の不開示部分は、「李ラインにおける国際法上の問題点（昭和34.11.1）」との項目の解説部分にある。

（イ）通し番号2-108の文書の不開示部分の前後の記載は、要旨下記のとおりである。

記

1. 李ラインの設定自体が国際法上違法である。我が国はこれを承認するものではないから、韓国領海外の同ライン水域で操業する我が漁船を韓国警備船が捕獲連行する行為は、国際法上の根拠を有しない実力行使に相当し、我が国による自衛権行使の対象となり得る。したがって、以下の要件を満足する範囲内で巡視船が実力行使を行うことは国際法上合法である。

巡視船による実力行使は、韓国側の急迫した、又は現実の国際法上不法な強力による実力行使を阻止するために、必要最小限度で、かつ相手側の強力行為と実質上均衡を失しない限度で認められる。（学説上相手の侵略行為との均衡proportionalityを特に要件として明記しないこともあるが、一般にはこれを要件とするのが通説である。）したがって相手側の捕獲連行の行為が既に実行に移されていることを要しない。実行の急迫した企てに対しても認められると解する。

以上の一般的要件を、韓国側による捕獲連行に際しての具体的事態に適用すれば、

- (1) 巡視船が武器の使用以外の方法により、実力行使する場合は、その実力行使が相手側に何ら損害を与えない程度のものであっても、相手側に損害を与えるような手段（例えば、漁船援護の必要上相手船に体当たり ramming をこころみること）に訴える場合は武器使用による実力行使に準じた考慮の対象となる。

(2) 韓国警備船が発砲したのに応戦する場合も、上記要件の限度で合法である。重要なのは、相手側の不正な捕獲連行行為を阻止するという自衛目的のために、それ以外適当な対抗手段がないこと、及び相手側の侵害行為と、実質上均衡を失わないことであるから、対抗手段と相手側の侵害行為との間に形式的同一性が要求されるわけで

はない。■■■不開示部分①■■■

(3) 巡視船の方から一方的に発砲する場合の合法性判定に当たっても、従って理論上は相手側に既に発砲行為があったかどうかという形式的均衡の観点に立って、その合法性を否定する必要はない。威嚇を目的とする一方的な空砲発射が連行阻止を有効に実現する唯一の手段である事態、相手側の体当たり攻撃を避けるために実包発射を必要とする事態などにおいては、理論上は相手方の発砲なしでも合法たり得る場合が存在すると考えられる。■■■不開示部分②■■■

なお、1958年秋、英アイスランド間で生じた同種の漁業紛争において、英國海軍は軍艦による漁船護衛を行ったが、この際、英艦が空砲威嚇により漁船連行を阻止したことがある。この護衛活動は政府により自衛権の行使として説明されている。

2. ■■■不開示部分③■■■

一般国際法上、国家は固有の自衛権を享有するものであって、それは、国連憲章の規定に制限されない範囲において今日も存続するものと認められる。（中略）

3 (1) 国際法上、国家の行為としての正当防衛、緊急避難の権利が認められ、「自衛権」として総称される。したがって自衛権以外にかかる権利は存在しない。

(2) 自衛権は、国家の享有する権利であるから、私人の行う行為それ自体を国際法上の自衛権に該当することはできない。

しかしながら、我が国は公海にあるこれら私船に対して国際法上正当に管轄権を有するものであるから、我が刑法の適用によってこれらの私船による自衛行為を正当防衛とみなすことは可能である。

したがってこれらの私船の自衛行為もこの法関係を通じて国際法上違法性を有しない正当な行為と主張し得るものである。ただし、現

実の問題としては、これら私船が韓国側に捕獲された場合に、韓国裁判所がこれらの私船の自衛行為を、韓国国内法上は正当防衛の要件を欠く違法な行為として処罰する危険がある。この場合の救済は、我が国による外交保護権の行使として国際法の次元に求めざるえない。

■ ■ ■ 不開示部分④ ■ ■ ■

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号2-108の文書の不開示部分に記録されている情報は、昭和34年当時、李ライン水域において韓国警備船が日本船籍の漁船を拿捕運行しようとした場合に我が国のが巡視船が実力行使をした場合にこれが合法であるための要件等を詳細に分析したものであると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号2-108の文書の不開示部分に記録されている情報は、昭和34年当時のものではあるが、我が国のが巡視船が適法に実力行使をすることができる場合を具体的に明らかにしたものであり、現在又は将来の巡視船による実力行使の要件等に共通するものがあると推認されるから、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、日本政府が韓国との間で平和的に外交交渉を行う一方で、日本の巡視船が韓国側の行動に対して具体的に実力行使をもって対抗することを想定していたことが明らかになり、韓国との信頼関係を損なうなどのおそれがないとまではいえない。

エ 以上によれば、通し番号2-108の文書の不開示部分に記録されている情報は、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号2-108

の文書の不開示部分に記録されている情報を情報公開法5条3号に該当するとして不開示とした外務大臣の判断が合理性を持つものとして許容される限度を超えたものということはできない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的な事実とまではいえず、本件全証拠によつても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号2-108の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よつて、本件各処分のうち通し番号2-108の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、その余の点を検討するまでもなく、適法である。

第1 前提事実（各論）

- 1 通し番号2-109の文書（文書1915）は、外務省が作成した「日韓国交正常化交渉の記録」と題する文書中の「III 第2，3次日韓会談」の部分であり、第二次日韓会談及び第三次日韓会談の交渉経緯や双方の主張内容等が具体的に記録されている。
- 2 通し番号2-109の文書のうち不開示理由2に係る不開示部分は、242ページ（-242-）最終行の約1行分並びに243ページ及び244ページ（-242-に「以下2ページ不開示」と記載された当該ページ部分）であり、いずれも「日韓会談決裂善後策」の項にあり、日韓会談が決裂した原因について外務省内で検討協議した際の韓国首脳に対する極めて率直な評価が具体的に記録されている。

(乙B84)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号2-109の文書の不開示部分に記録されている情報は、外務省内部における検討協議における見解であって、公にすることが全く想定されていないものであり、最も重要な隣国であると同時に、現在も懸案事項を抱えている韓国との信頼関係については細心の注意をもってこれを確保する必要があるから、これを公にすることにより、日本政府と韓国政府との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があり、また、韓国側から反発があれば、韓国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（情報公開法5条3号及び6号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によつても、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関

係を損ない又は外交事務に支障を与えると判断した具体的理由は何ら示されておらず、不開示情報該当性の主張としては不十分である。40年以上も前における外務省での検討結果が明らかになったからといって、韓国側からの反発があるとは考えられないし、韓国との間で、現在及び将来の外交上の信頼関係を損ない又は外交事務に支障を与える蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由2に係る不開示情報該当性について

(情報公開法5条3号の該当性について)

(1) 被告において主張立証すべき事情の有無

ア 証拠(乙B84)によれば、通し番号2-109の文書の不開示部分は、「日韓会談決裂後善後対策」と題する書面中にあり、その前後の記載は、要旨下記のとおりであると認められる。

記

一、日韓会談は、表面、韓国側の詭弁的、非外交的態度により決裂の余儀なきに至った。このことは遺憾である。しかし、この韓国の態度の根底をなすものは、左の2つの考え方であって、これが改められてない限り、将来も会談の円満な解決は困難である。

(中略)

二、速時の対策

(一) 漁業

(中略)

(二) 韓国代表部の否認

(中略)

(三) 米国の斡旋依頼

(中略)

(四) 漁業問題だけの話し合い再開を申し入れること

(中略)

(五) 政務大官又は民間要人の派遣

(中略)

(六) 経済的報復措置

(中略)

(七) 在日韓人に対する圧迫

(中略)

(八) 北鮮系の北鮮への送還

(中略)

三、長期的対策

(一) 世論喚起、特に对外啓発に増力を入れ日本の主張の合理性を強調する要あり。とくにいわゆる李ライン問題に関して。

(二) ■■■不開示部分■■■（裁判所注：不開示理由2以外）国際司法裁判所への提訴

いわゆる李ライン問題、竹島問題については、提訴方針を示すべきである。韓国は承諾すまいが、それでもよろしい。我が方の主張に分があることのよい宣伝となる。

(三) 実力増強

冒頭、韓国の■■■不開示部分■■■（裁判所注：不開示理由2以外）態度は我が方に実力のないことによって一層助長されている。元来、事実主義的な韓人は強き者には屈し、弱き者には横暴である。竹島問題にいわゆる李ライン問題のごとき我が方の完全に正当な主張は実力の裏付けをもってしても貫徹できるぐらいな武力はあってしかるべきである。武力が政治を支配する時、国が亡びることは肝に銘ずべきであるが、政治の支配下にある武力は、一国国運の正常な伸長に必要であることを覚るべきである。

(四) ■■■不開示部分■■■

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号2-109の文書の不開示部分に記録されている情報は、昭和28年当時、日韓会談が決裂した原因について外務省内で検討協議した際の韓国首脳に対する極めて率直な評価であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号2-109の文書の不開示部分に記録されている情報は、昭和28年当時の韓国首脳に対する外務省内部の否定的評価にすぎず、本件全証拠によっても、当該評価現在においてもなお一般的に韓国国民が日本政府から蔑視され又は日本政府によりその自尊心を害されたなどと感じ得るものであると認めるに足りる的確な証拠がないことのほか、別紙5（通し番号2-14）の「第3 当裁判所の判断」の1（情報公開法5条3号の該当性について）(1)で指摘した諸事情に照らすと、その後現在までに、韓国の政治体制が当時のものとは全く異なるに至っており、日韓間で日韓基本条約及び請求権協定が締結されたことなど、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、韓国との信頼関係を損なうなどのおそれがあるものとはいえない。他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ したがって、通し番号2-109の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、結局、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号2-109の文書の不開示部分に記録されている情報は、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

(情報公開法5条6号の該当性について)

(1) 情報公開法5条6号該当性の当てはめ

前記(情報公開法5条3号の該当性について)(1)で説示した事実(通し番号2-109の文書の不開示部分に記録されている情報の内容や不開示部分の前後の記載内容等)に照らすと、当該情報は、① 日本政府の外交等に関する事務又は事業に関する情報に当たるとしても、② 昭和28年当時の韓国首脳に対する外務省内部の評価にすぎず、この点に関する韓国内及び日韓間における状況は著しく変化していることも併せ考慮すると、これを公にしたとしても、当該事務の適正な遂行に実質的な支障を及ぼす蓋然性があるとまではいえない。

したがって、通し番号2-109の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、これを公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に実質的支障を及ぼす蓋然性があることを認めるに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

以上によれば、通し番号2-109の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条6号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号2-109の文書の不開示理由2に係る不開示部分に記録されている情報に係るものは、違法であるといわざるを得ない。